

## 議案件名（平成30年第4回定例会）

予算案	2件（補正予算2件）
条例案	7件（一部改正6件、廃止1件）
一般議案	3件（宝くじの発売額1件、指定管理者の指定2件）
<hr/>	
計	12件

## （ 予 算 案 ）

- 1 平成30年度千葉市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成30年度千葉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

## ( 条 例 案 )

### 1 千葉県職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うとともに、特別職の職員の期末手当を引き上げるほか、所要の改正を行う。

#### (1) 一般職

##### ア 給料表の改定

(ア) 行政職 平均0.2%の引上げ

※ 初任給を900円引上げ。その他は400円の引上げを基本に改定

(イ) その他の職 行政職との均衡を基本に改定

##### イ 初任給調整手当の引上げ(医師・歯科医師)

月額(上限額) 217,200円 → 217,500円

##### ウ 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ

(ア) 平成30年12月期 2.275月 → 2.325月(+0.05月)

(イ) 平成31年 6月期 2.125月 → 2.225月(+0.10月)

12月期 2.325月 → 2.225月(-0.10月)

※ 期末・勤勉手当の年間支給月数 4.40月 → 4.45月(+0.05月)

##### エ 宿日直手当の引上げ

国の改正を踏まえ、宿日直手当の上限額を引き上げる。

区 分	改正前	改正後
宿日直	4,800円(緊急時の対応を要する場合は、7,200円)	5,000円(緊急時の対応を要する場合は、7,500円)
宿直(勤務時間が8時30分～12時30分の範囲内で割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続き行われるもの)	7,200円(緊急時の対応を要する場合は、10,800円)	7,500円(緊急時の対応を要する場合は、11,250円)

##### オ 扶養手当の改定

国に準じて、職務の級が8級及び7級並びにこれに相当する職員の配偶者及び父母等に係る手当額を段階的に減額する。

区 分	職務の級	H30年度	H31年度	H32年度
配偶者	8級	6,500円	3,500円	0円
	7級	6,500円	3,500円	3,500円
父母等	8級	6,500円	3,500円	0円
	7級	6,500円	3,500円	3,500円

#### (2) 特別職

##### 期末手当の支給月数の引上げ

(ア) 平成30年12月期 2.275月 → 2.325月(+0.05月)

(イ) 平成31年 6月期 2.125月 → 2.225月(+0.10月)

12月期 2.325月 → 2.225月(-0.10月)

※ 期末手当の年間支給月数 4.40月 → 4.45月(+0.05月)

#### (3) 施行期日

ア (1)ア、イ及びウ(ア)並びに(2)(ア)については、公布の日(H30.4.1)から適用。ただし、期末・勤勉手当はH30.12.1から適用)

イ (1)エについては、H31.1.1

ウ (1)ウ(イ)及びオ並びに(2)(イ)については、H31.4.1

2 千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について  
(環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課)

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者は、廃棄物管理責任者を選任するとともに、廃棄物の減量に関する計画を作成しなければならないこととするほか、所要の改正を行う。

- (1) 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者について、廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当する廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物の減量に関する計画の作成を義務付けることとする。  
※ 違反した事業者については、同様の義務を課している事業用の大規模建築物の所有者に対する措置と同様に、必要な措置の勧告並びに勧告に従わない場合の公表及び廃棄物の受入拒否をすることができることとする。
- (2) 施行期日 H31. 4. 1

3 千葉都市計画南部土地区画整理事業施行規程の廃止について  
(都市局 都市部 市街地整備課)

千葉都市計画南部土地区画整理事業の終了に伴い、施行規程を廃止する。

- (1) 千葉都市計画南部土地区画整理事業の概要  
ア 施行地区 今井町、末広町2丁目、千葉寺町、宮崎町、大森町、大巖寺町、蘇我町1丁目、稲荷町の各一部(約219.5ha)  
(町丁名は条例制定当時のもの)  
イ 事業認可 S17. 9. 2  
ウ 換地処分公告  
(ア) 第一工区 H12. 1. 28  
(イ) 第二工区 H20. 2. 3  
(ウ) 第三工区 S46. 11. 2  
エ 清算完了年度 H29年度
- (2) 施行期日 公布の日

4 千葉市道路占用料条例の一部改正について (建設局 土木部 土木管理課)

道路の占用料の額を改定する。

- (1) 道路占用料の額を平成30年度評価替えによる本市の土地に係る固定資産税評価等を踏まえ、改定する。  
 主な改定内容

種 別	単 位	改定前	改定後
第2種電柱	1本につき1年	1,500円	1,800円
第1種電話柱		870円	1,000円
水管、下水道管、ガス管等(外径0.07m以上0.1m未満のもの)	長さ1mにつき1年	52円	63円

- (2) 施行期日 H31.4.1(既存の占用物件については、経過措置として、前年度の1.2倍の額を上限とする)

5 千葉市法定外水路条例の一部改正について

(建設局 下水道管理部 下水道維持課)

水路敷地の占用料の額を改定する。

- (1) 道路占用料の額が改定されることから、これに準じて定めている水路敷地占用料の額について同様に改定する。  
 主な改定内容

種 別	単 位	改定前	改定後
第2種電柱	1本につき1年	1,500円	1,800円
第1種電話柱		870円	1,000円
水道管、下水道管、ガス管等(外径0.07m以上0.1m未満のもの)	長さ1mにつき1年	52円	63円

- (2) 施行期日 H31.4.1(既存の占用物件については、経過措置として、前年度の1.2倍の額を上限とする)

6 千葉市河川管理条例の一部改正について(建設局 下水道建設部 都市河川課)

河川敷地内の土地の占用料の額を改定する。

- (1) 道路占用料の額が改定されることから、これに準じて定めている河川敷地占用料の額について同様に改定する。  
 主な改定内容

種 別	単 位	改定前	改定後
第2種電柱	1本につき1年	1,500円	1,800円
第1種電話柱		870円	1,000円
水道管、下水道管、ガス管等(外径0.07m以上0.1m未満のもの)	長さ1mにつき1年	52円	63円

- (2) 施行期日 H31.4.1(既存の占用物件については、経過措置として、前年度の1.2倍の額を上限とする)

7 千葉市都市公園条例の一部改正について（都市局 公園緑地部 公園管理課）

蘇我スポーツ公園に円形野球場を設置するとともに、都市公園の占用料の額を改定する。

(1) 蘇我スポーツ公園に円形野球場を設置する。

ア 施設の概要

- ・面積 約13,000㎡(両翼96.36m、中堅116.97m)
- ・供用時間 午前9時から午後5時まで(夜間照明なし)

イ 管理

指定管理者による管理(H32.3.31までに限り非公募)

ウ 利用料金の上限額

(1時間につき)

区分	アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき
一般	1,620円	3,240円
高校生	810円	
小・中学生	540円	

(2) 道路占用料の額が改定されることから、これに準じて定めている公園占用料の額について同様に改定する。

主な改定内容

種別	単位	改定前	改定後
第2種電柱	1本につき1年	1,500円	1,800円
第1種電話柱		870円	1,000円
水道管、下水道管、ガス管等(外径0.07m以上0.1m未満のもの)	長さ1mにつき1年	52円	63円
競技会、集会、展示会、博覧会等の催しのため設けられる仮設工作物	占用面積1㎡につき1日	8円	10円

(3) 施行期日

ア (1)については、H31.8.1(指定管理者の指定の手續関係は、公布の日)

イ (2)については、H31.4.1(既存の占用物件については、経過措置として、前年度の1.2倍の額を上限とする)

( 一 般 議 案 )

1 当せん金付証券の発売額について

( 財 政 局 財 政 部 資 金 課 )

平成31年度における発売額 100億円以内

(1) 当せん金付証券(宝くじ)の発売限度額を定める。

2 指定管理者の指定について

( 経 済 農 政 局 経 済 部 雇 用 推 進 課 )

施設の名称 千葉市長沼原勤労市民プラザほか1施設  
指定管理者 Fun Space・オーチャー共同事業体  
指定期間 2019年4月1日から2021年3月31日まで

(1) 施設の所在地

名称	所在地
千葉市長沼原勤労市民プラザ	稲毛区長沼原町 304 番地 1
千葉市幕張勤労市民プラザ	美浜区若葉 3 丁目 1 番地 8

(2) 指定管理者の概要

ア Fun Space株式会社

(ア) 設 立 H17.5

(イ) 所 在 地 東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

(ウ) 従業員数 602人

イ 株式会社オーチャー

(ア) 設 立 S46.10

(イ) 所 在 地 東京都渋谷区代々木2丁目18番3号 オーチャー第1ビル

(ウ) 従業員数 468人

### 3 指定管理者の指定について

(経済農政局 農政部 農政センター農業経営支援課)

施設の名称	千葉県ふるさと農園
指定管理者	株式会社塚原緑地研究所
指定期間	2019年4月1日から2024年3月31日まで

(1) 施設の所在地 花見川区三角町656番地3

(2) 指定管理者の概要

ア 株式会社塚原緑地研究所

(ア) 設 立 S60.12

(イ) 所 在 地 美浜区真砂3丁目3番7号

(ウ) 従業員数 47人